

地域密着型通所介護

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長崎県指定 第 4272200611 号)

当事業所はご契約者に対して地域密着型通所介護サービス事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の基本チェックリストの結果、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者（法人）の概要	10. 非常災害対策
2. 事業所の概要（目的及び運営方針等）	11. 事故発生時の対応
3. 事業実施地域及び営業時間	12. 高齢者虐待防止
4. 職員の配置状況	13. 身体拘束の禁止
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	14. 緊急時の対応
6. 苦情の受付について	15. 契約締結からサービス提供までの流れ
7. サービス利用にあたっての留意事項	16. サービス提供における事業者の義務
8. 守秘義務に関する対策	17. 損害賠償について
9. 利用者の尊厳	18. サービス利用をやめる場合

1. 事業者（法人）の概要

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 なる共生会 |
| (2) 法人所在地 | 長崎県五島市奈留町船廻879番地1 |
| (3) 電話番号 | 0959-64-4848 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 生田 照美 |
| (5) 設立年月 | 平成23年2月7日 |

2. 事業所の概要（目的及び運営方針等）

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護・平成28年4月1日指定
長崎県 4272200611 号

※当事業所は特別養護老人ホームなるの里に併設されています。

- (2) 事業所の目的 要介護状態の利用者の心身の特徴を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の援助を行います。それにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持又は向上並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター太陽

- (4) 事業所の所在地 長崎県五島市奈留町船廻879番地1

- (5) 電話番号 0959-64-4848

- (6) 管理者氏名 葛島 輝明

- (7) 当事業所の運営方針 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービスの提供を行うものとします。又、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民と密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努め、指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。

- (8) 開設年月 平成23年4月1日

- (9) 利用定員 18人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 奈留町

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日までの毎日。但し1月1日～1月3日の正月期間は除く
受付時間	月～日 8時15分～17時15分
サービス提供時間	月～日 9時00分～16時15分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して地域密着型通所介護サービスまたは介護予防・日常生活支

援総合事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人員	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名（兼務）	1名
2. 介護職員	4.8名（兼務）	2名
3. 生活相談員	2名（専従）	1名
4. 看護職員	1名（兼務）	1名
5. 機能訓練指導員	1名（兼務）	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第5条参照）*

以下のサービスについては、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額を除き、介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます

②排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練担当者により、レクリエーションを通じ、心身機能の維持又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④運動器機能向上

- ・機能訓練者により、運動器機能向上を図るために訓練を実施します。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第7条参照）

別表の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（1割または2割、若しくは3割の額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金は要介護認定後、前回利用分までの料金をお支払いいただきます。また、償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第6条参照) *

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 12:00～13:00

食費

ご契約者に提供する食事の費用です

料金：1回あたり500円

② オムツ代：実費

③ 日常生活費：実費

以上(1)、(2)の食費については、別表の利用料金表に記載し、添付。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の食費の料金・費用については、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|--|
| ア. 窓口での現金支払 |
| イ. 郵便貯金通帳からの自動引落し (引落日は27日 (土、日、祝日の場合は翌金融機関営業日)) |
| ウ. 指定口座への振り込み
※指定口座については、利用時お知らせいたします。 |

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条及び第9条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する

期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 管理者 葛島 輝明

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

9：30～16：00

また、苦情受付は施設の窓口に設置しています。

苦情処理体制・手順

利用者からの苦情、相談の申し立てがあった場合、円滑かつ迅速に苦情処理を行うため
次の体制並びに手順で処理する。

（1）苦情処理体制

- ①苦情解決責任者 施設長 生田 照美
- ②苦情受付担当者 管理者 葛島 輝明
- ③調停委員 第三者 神崎 眞理子（TEL 0959-64-3213）

（2）行政機関その他苦情受付機関

五島市長寿介護課 介護保険係	所在地 五島市福江町1番1号 電話番号 0959-72-6111 FAX 0959-75-0373
国民健康保険団体連合会	所在地 長崎市今博多町8-2 電話番号 095-826-1599 FAX 095-826-1779
長崎県社会福祉協議会	所在地 長崎市茂里町3-24 電話番号 095-846-8600 FAX 095-844-5948

（3）苦情処理手順

①始めに、苦情・受付の担当者が、利用者及びその家族からの苦情・相談を受付、その内容を充分聴き、内容を確認したうえで、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決する。

- ②受付担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し、管理者及び苦情・相談の対象となっている部署の責任者と協議し解決する。
- ③当該事業所内で解決が困難な場合は、あらかじめ事業者が選任した第三者（調停委員等）の立ち合いのもと、当該利用者との話し合いを行い解決する。
- ④③での解決が困難な場合は、当該利用者及びその家族に県苦情・相談委員会（仮称）への申し立てができる旨を伝え、速やかに当該事案の概要を県当局に伝えその指示を仰ぐものとする。

7. サービス利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは以下のとおりです。

- (1) 利用者又はそのご家族は、体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、事業所の職員にご一報ください。
- (2) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申出ください。
- (3) 事業所内の器具及び機械を利用される際は、職員へお声かけください。
- (4) 事業所内での金銭及び食物等のやりとりはご遠慮ください。
- (5) 職員に対する贈物や飲食のおもてなしはお受けできません。
- (6) 複数の利用者が同時にサービスを利用する為、周りの方のご迷惑にならないようお願い致します。
- (7) インフルエンザ等感染症の蔓延を予防する為、発熱や嘔吐等の症状がみられる場合には利用をお断りする場合がございます。
- (8) 事業所の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。又、退職後においても、これらの秘密を保守するべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

9. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

10. 非常災害対策

当事業所では、非常災害に関する具体的計画（消防・風水害・地震等）を作成し、防火管理者又は、火気・消防等について責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回以上、定期的に避難・救出訓練を行います。

防火管理者 【職・氏名】	管理者 葛島輝明
--------------	----------

1 1. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 高齢者虐待の防止

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生またはその再発を防止する為に「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」「担当者の設置」を行い、虐待の防止に努めます。

1 3. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行なわないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 4. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変その他の緊急事態が生じた時には、速やかに下記の利用者の主治医並びにご家族と連絡等の必要な措置を講じます。

(1) 主治医

利用者の主治医	医療機関名	
	主治医氏名	
	所在地	
	電話番号	

(2) 緊急連絡先

予め、利用者の指定する下記緊急連絡先に直ちに連絡いたします。

緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号 (携帯)	
	電話番号 (自宅)	

<重要事項説明書付属文書>

1. 併設事業

当施設では、次の事業も併せて実施しています。

[指定介護老人福祉施設] 平成23年4月1日指定
長崎県第 4272200637 号 定員 50 名

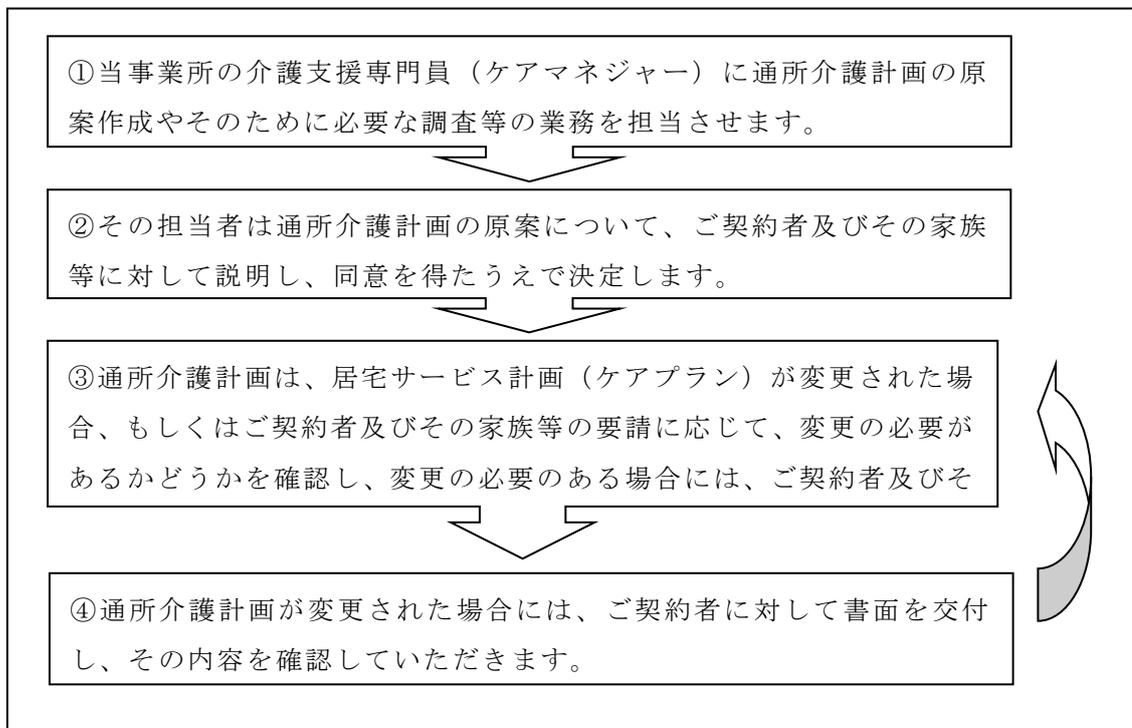
[指定短期入所生活介護事業所] 平成23年4月1日指定
[指定介護予防短期入所生活介護事業所] 長崎県第 4272200645 号 定員 10 名
[指定認知症対応型共同生活介護] 平成23年4月1日指定
[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]
長崎県第 4292200047 号 定員 9 名

[在宅介護支援センター]

[配食サービス]

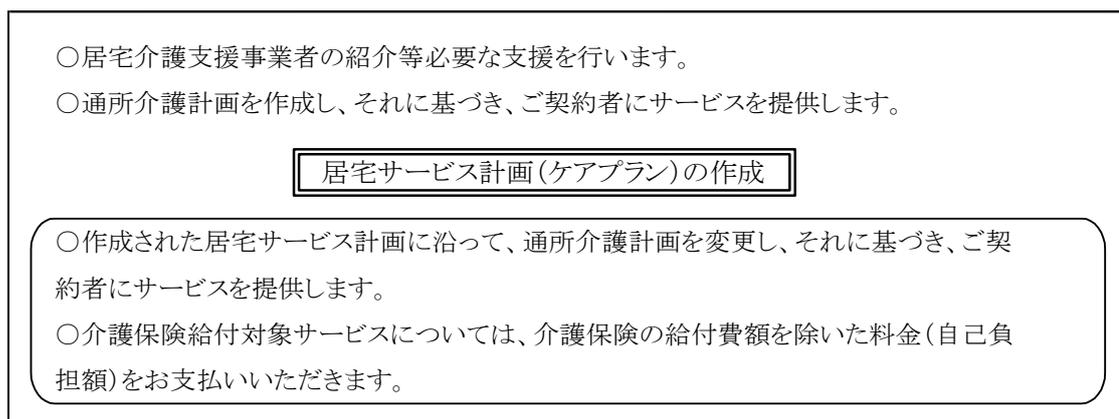
1.4. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

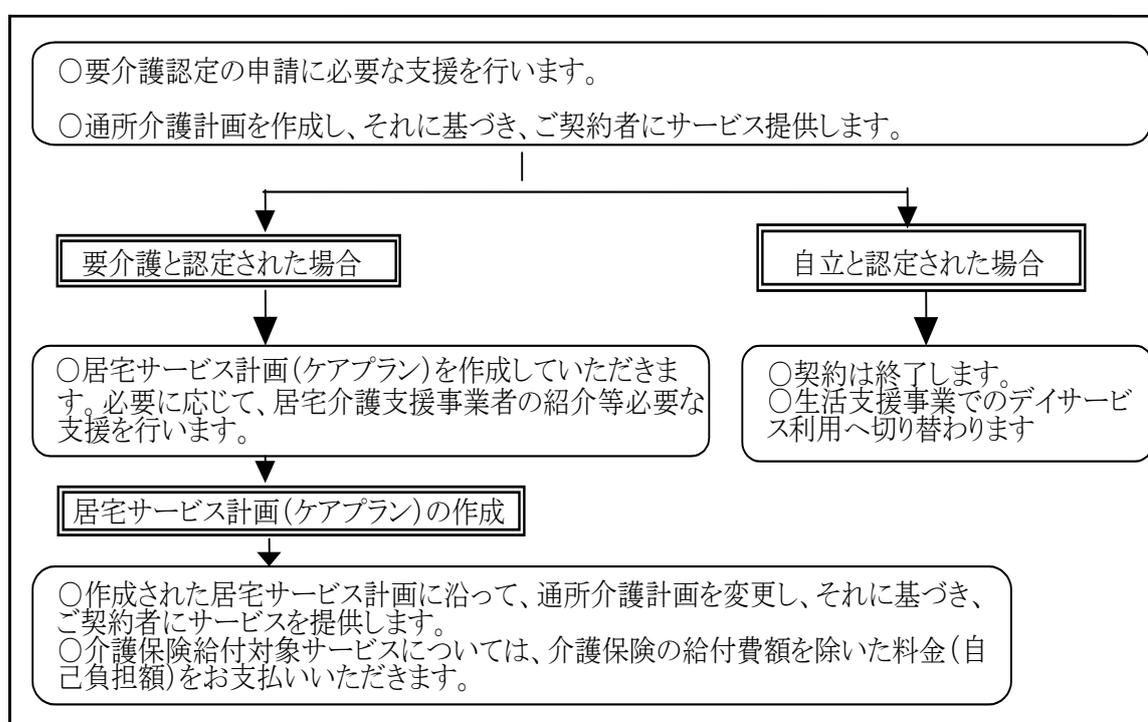


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



15. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得

たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

- ⑥事業者は施設や食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じることとする。

16. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

17. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができませんが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第17条参照)

- ①第二条第2項に基づき、契約者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- ②第十五条第1項に基づき、契約者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- ③第八条第三項若しくは第十条第2項に基づき、契約者から解約の意思表示がなされた場合
- ④第九条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- ⑤第十六条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- ⑥契約者が介護保険施設へ入所した場合
- ⑦契約者が特定施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護、又は認知症対応型共同生活介護をうけることとなった場合
- ⑧契約者の要介護状態区分が自立又は要介護となった場合
- ⑨契約者が死亡した場合
- ⑩事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむをえない事由により事業所が閉鎖した場合
- ⑪施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑫事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑬契約者にかかわる居宅サービス計画書が変更された場合

(1) 契約者の解約権（契約書第 15 条）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご契約者が入院された場合③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型通所介護サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの解約権（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

(3) 契約の終了（契約書第 17 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

地域密着型通所介護サービス事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

デイサービスセンター 太陽

説明者職名 管理者 氏名 葛島輝明 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護サービス事業の提供開始に同意しました。

利用者 私は、この契約に同意し、サービスの利用を申し込みます。

住 所 長崎県五島市奈留町

氏 名 印

家族代表

住 所

氏 名 印

本人との続柄.....

事業者

住 所 長崎県五島市奈留町船廻879番地1

名 称 社会福祉法人 なる共生会

デイサービスセンター 太陽

管 理 者 葛 島 輝 明 印